

文部科学大臣が第三者評価機関を 認証する際の基準(細目)について

<改正学校教育法第69条の4>

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 認証評価の結果を公表する前に大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(任意団体を含む)であること。
 - 五 認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

大学評価基準(第一号関係)

評価項目及びその内容が大学設置基準等を踏まえたものであり、大学(専門職大学院)の教育研究活動の全体の状況を適切に把握した上で評価するものであること。

大学評価基準の策定・変更にあたっては、その過程の公正性及び透明性を確保していること。

評価方法(第一号関係)

大学の自己評価結果の分析、実地調査の実施その他適切な方法により評価を行うものであること。

評価体制(第二号関係)

大学の教育研究活動に関し識見を有する者により評価が行われるものであること。

なお、専門職大学院評価の場合にあつては、当該専門職大学院の課程に係る分野の実務経験者が含まれていること。

評価の観点や実施方法等について評価員間の共通理解を図るため、研修の実施等の措置を講ずるものであること。

評価の過程において、大学の教員以外の者の意見も反映し得るよう配慮していること。

認証評価を受ける大学の職員は除外して評価を行うものであること。

その他（第六号関係）

大学評価基準、評価方法、評価体制等に関する情報を公表していること。

大学から認証評価を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価を行うものであること。

機関別と専門職大学院の認証評価を同時に行う場合、

- ・ 一方の認証評価に係る部門が他方の認証評価に係る部門から独立していること。
- ・ 一方の認証評価に係る経理と他方の認証評価に係る経理とを区分していること。

大学評価の実績その他により認証評価を公正かつ適確に実施すると見込まれる者であること。

専門職大学院の認証評価の場合、評価を受けた専門職大学院の教育課程又は教員組織に大きな変更があったときは、その部分について速やかに評価等の措置を講ずることとしていること。

法科大学院の認証評価機関に係る細目は、文部科学大臣が別に定める。